

≪ 松山市放課後児童健全育成事業費補助金 ≫

補助申請の手引き【令和 7 年度用】

1. 事業の目的

民間児童クラブへ事業費を補助し、児童クラブの受入人数の拡大を促進するほか、利用する保護者の経済的な負担軽減を図ることを目的とする。

2. 対象者

次の(1)～(4)のすべてを満たす事業者が対象です。

- (1) 松山市内で事業を実施していること。
- (2) 市の条例に規定する基準を満たしていること。
- (3) 市へ放課後児童健全育成事業の届出を行っていること。
- (4) 児童クラブのニーズが高い(または効果が高い)と認められる小学校区で実施、またはその小学校区の児童を受け入れる事業を実施すること。

対象となる小学校区(R7 年 4 月時点)

- | |
|----------------|
| ・ 松山市内すべての小学校区 |
|----------------|

3. 対象となる事業

次の(1)～(5)のすべてを満たす事業が対象です。

- (1) 登録児童の年間平均人数が 10 人以上であること。(原則)
- (2) 事業を行う日数が年間250日以上であること。
- (3) 児童クラブを主目的とした事業であること。
 - ※ 小学生の預かりを実施している場合でも、スポーツクラブや学習塾などを主目的とする場合、補助の対象になりません。
- (4) 受入可能な小学校の児童に対し、特段の制限なく募集していること
 - ※ 送迎や通所の都合、受け入れる小学校を限定することは問題ありません。
 - ※ 特定の保育所等の卒園児に限ることや、別のサービスを利用することを条件に付すなど、特別な制限を設けている場合、補助の対象になりません。
- (5) 保護者が負担する料金が「市長の定める金額」以下であること
 - ※ 「市の定める金額」は『月額 15,000 円』です。
 - ※ ここでいう保護者が負担する料金は、基本的な保育に係るものに限ります。付加事業や送迎費、おやつ代など用途を定め別途保護者が負担するものはこの金額に含みません。

4. 補助対象経費と補助基準額

区分	補助対象経費	補助基準額
(1) 基本額	事業の実施に必要な費用 ・ 人件費や消耗品費など 事業に要する費用 [対象とならない費用] ・ おやつや昼食等飲食に 要する費用 ・ スポーツや塾などを付加 事業として実施する費用	① 児童数 1～19 人 2,629,000 円－ (19－児童数)×29,000 円
		② 児童数 20～35 人 4,868,000 円－ (36－児童数)×26,000 円
		③ 児童数 36～45 人 4,868,000 円
		④ 児童数 46～70 人 4,868,000 円－ (児童数－45)×75,000 円
		⑤ 児童数 71 人～ 2,917,000 円
(2) 長時間 開所加算額	※ (1)と同じ	(1 日 8 時間を超える時間数) ×190,000 円【上限 3.5 時間】
(3) 障害児 受入加算額	障害児を受け入れるために 必要な放課後児童支援員等 の配置に必要な費用	障害児を 1 人以上受け入れ、 放課後児童支援員等を 1 名以上 追加配置する場合 2,059,000 円

※ 『児童数』は登録児童の年間平均の数とする。

※ 金額はすべて1支援単位当たりの年額とする。

5. 申請方法・スケジュール

申請方法: 申請書ほか関係書類をこどもえがお課へ提出

スケジュール: 令和 7 年 4 月 30 日 申請受付〆切
(申請後2週間程度) 交付決定
(交付決定後) 概算払(希望者のみ)

令和 8 年 3 月 1 日頃 実績見込調査

令和 8 年 4 月 30 日迄 実績報告(報告後必要に応じ清算)

※ 申請受付の期限など、個別に協議が必要な場合があります。

6. その他事項

事業の実施に関し、市が報告を求める場合や、必要に応じて施設への立ち入りなど調査・検査を行う場合があります。